

（一社）岐阜県農畜産公社農福連携推進活動事業【新規事業】

◆農福連携PRイベント等への助成事業

- ・ノウフクの日（11月29日）のPRを通じた農福連携の取り組みイベントの開催経費を助成します。
- ・農福連携による新商品、新メニューの開発に係る経費を助成します。



助成対象者

- ①農福連携に取り組む農業経営体
- ②農福連携に取り組む福祉法人（就労系障害福祉サービス事業所、若しくは生活介護事業所）
- ③「ぎふノウフクサポーター」登録企業、団体、個人事業主

事業内容

以下の取組みに対し、上限30万円（定額）を助成します。

＜農福連携PRイベントの開催＞

- ・ノウフクの日（11月29日）を契機として、農業祭、収穫際、地域との交流会などを開催して、地域住民等に対して農福連携の認知拡大を図る活動

＜農福連携新商品、新メニューの開発＞

- ・農福連携によって生産された農産物等を原材料としたノウフク商品、新メニューを開発・販売して農福連携の認知拡大を図る活動

※「ぎふノウフクサポーター」が当該事業を実施する場合は、農福連携に取り組む福祉法人と連携して実施すること。

※開発した新商品、新メニューは農畜産公社が別に指定する期日、方法により公表すること。

※上記2つの事業の両方を実施する場合は、両方の助成額を合わせて上限30万円とする。

○助成対象経費

＜農福関連イベント開催＞

- ・イベント開催に係る資材の購入若しくは借り上げ費用、会場使用料、借り上げ費用、高熱水費、旅費、講師等謝金、業務委託費、警備、イベント運営その他の用務に携わるスタッフの新規雇い入れに係る賃金 など

＜新商品・新メニューの開発＞

- ・新商品・新メニュー開発に係る消耗品の購入、備品の購入若しくは借上げ、研究若しくは研修経費（職員等の人件費を除く）、会議費、旅費、講師等謝金、業務委託費及び商品PR経費

お問合せ
は裏面へ

【留意事項】

応募者多数により予算超過した場合には、提出された取組計画書に基づき、事業内容等の審査を行い、助成事業の目的に照らして、より適切と認められるものが選定（採択）されますことをご了承ください。

また審査の結果、申請内容が助成要件を満たしていないと認められるときは不採択となる場合があります。

【問合せ・申込先】 岐阜県農畜産公社 ギフ農福連携推進センター

E-MAIL : gifu-noufuku5@gifu-notiku.com （新商品：長谷川）

gifu-noufukul@gifu-notiku.com （イベント：渡邊）

TEL : 058-215-1503

FAX : 058-276-1268

【申込期限】 <新商品・新メニューの開発> 令和7年6月20日（金）
<農福連携PRイベント開催> 令和7年9月19日（金）

◆ 「一般社団法人岐阜県農畜産公社農福連携推進助成事業」
取扱要領・取組計画書等様式ダウンロード先

https://www.gifu-notiku.com/renkei_syogaisyanou.php

